

<生活衛生課 資料編>

(1)食品衛生法及び栃木県条例による許可施設数及び監視状況

表1 食品衛生関係営業施設(食品衛生法第52条の許可を要するもの)

	年度末営業施設数	許可施設数		廃業施設数	処分件数				告発件数	監視件数
		継続	新規		営業取消	営業停止	廃業命令	その他		
飲食店営業	一般食堂・レストラン等	4,550	299	286	340		1			545
	仕出し屋・弁当屋	420	55	237	238					257
	旅館	94	7		2					16
	その他	619	183	462	446					256
菓子(パンを含む。)製造業		560	51	190	182					181
乳処理業		5	1		1					27
特別牛乳さく取処理業										
乳製品製造業		8			1					9
集乳業		2								12
魚介類販売業		521	68	72	61					653
魚介類せり売り営業		2								52
魚肉ねり製品製造業		2								1
食品の冷凍または冷蔵業		58	5	3	5					58
かん詰またはびん詰食品製造業		23								5
喫茶店営業		773	60	125	116					90
あん類製造業		4								17
アイスクリーム類製造業		80	7	58	56					39
乳類販売業		921	111	80	73					317
食肉処理業		22	3							18
食肉販売業		557	63	100	83					399
食肉製品製造業		7	1							6
乳酸菌飲料製造業		4								4
食用油脂製造業		4								4
マーガリン又はショートニング製造業										
みそ製造業		13		1	1					4
醤油製造業		1								
ソース類製造業		15		1	1					9
酒類製造業		8	1	1						1
豆腐製造業		15			1					
納豆製造業		3	1							3
めん類製造業		36	5	4	6					18
そうざい製造業		88	6	9	10					113
添加物製造業		5								3
食品の放射線照射業										
清涼飲料水製造業		10								8
氷雪製造業		2								
氷雪販売業		6	1							1
計		※1 9,438	928	※2 1,629	1,623	0	1	0	0	※3 3,126
平成29年度		9,432	746	1,619	1,717	0	4	0	0	3,108
平成28年度		9,530	1,008	1,653	1,739	0	4	0	0	2,215

表2 栃木県条例の許可を要する食品営業施設

(食品衛生法第52条の許可を要しないものの再掲)

	年度末営業施設数	許可施設数		廃業施設数	処分件数				告発件数	監視件数
		継続	新規		営業取消	営業停止	廃棄命令	その他		
こんにやく又はところ天製造業	5	1	1	1						2
つけ物製造業	22	2	1	3						17
こうじ及びその加工品製造業	8			1						
氷雪採取業										
豆腐販売業	541	68	57	43						566
魚介類行商										
豆腐行商	5									
計	581	71	59 ^{※2}	48	0	0	0	0	0	585
平成29年度	570	51	61	67	0	0	0	0	0	669
平成28年度	576	69	42	42	0	0	0	0	0	489

(2) 食品衛生法の許可を要しない施設の施設数及び監視状況

表3 食品衛生関係営業施設(食品衛生法第52条の許可を要しないもの)

	年度末営業施設数	処分件数(年度中)				告発件数	監視件数
		営業禁止命令	営業停止命令	物品廃棄命令	その他		
給 学 校	110						33
食 病院・診療所	41						1
施 事業所	6						
設 その他	319						42
乳さく取業							
食品製造業	600						440
野菜果物販売業	283						493
そうざい販売業	343						562
菓子(パンを含む。)販売業	482						531
食品販売業(上記以外。)	1,180						1,661
添加物(法第7条第1項の規定により規格が定められたものを除く。)の製造業	3						
添加物の販売業	300						293
氷雪採取業							
器具・容器包装、おもちゃの製造業又は販売業	371						401
計	※1 4,038	0	0	0	0	0	※3 4,457
平成28年度	4,105	0	0	0	0	0	4,245
平成27年度	4,048	0	0	0	0	0	4,188

(3) 食品等の検査及び違反等の状況

① 監視・指導の際の収去検査

表4 収去検査実施状況(乳を除く)

	検体数	不良 検体数	不良理由 (延数)						
			大腸菌 群	異 物	添加物使 用基準	法定外 添加物	残留農薬 基準	抗菌性 物質	その他
魚介類	93								
冷凍食品	無加熱摂取冷凍食品	3							
	凍結直前に加熱された加熱後摂取冷凍食品	14	1						※6 1
	凍結直前未加熱の加熱後摂取冷凍食品	23							
	生食用冷凍鮮魚介類								
魚介類加工品(かん詰・びん詰を除く。)	86								
肉卵類及びその加工品(かん詰・びん詰を除く。)	71	3							※7 3
乳製品	20								
乳類加工品(アイスクリーム類を除き、マーガリンを	14								
アイスクリーム類・氷菓	20								
穀類及びその加工品(かん詰・びん詰を除く。)	62	1							※8 1
野菜類・果物及びその加工品(かん詰・びん詰を	259	3			※5 1				※9 3
菓子類	128	10	4						※10 6
清涼飲料水	11								
酒精飲料	1								
氷雪									
水(市場内いけすの水)	38								
かん詰・びん詰食品	27								
その他の食品	4								
添加物及びその製剤									
器具及び容器包装	8								
おもちゃ									
計	※4 882	18	4	0	1	0	0	0	14

※5 漬物:保存料使用基準超過

※6 冷凍食品:細菌数超過

※7 弁当・そうざい:E.coli陽性2件,黄色ブドウ球菌陽性1件(衛生規範)

※8 弁当・そうざい:黄色ブドウ球菌検出1件(衛生規範)

※9 弁当・そうざい:細菌数超過1件, E.coli陽性1件(衛生規範), 漬物:表示にない着色料の検出1件

※10 洋生菓子:細菌数超過5件,黄色ブドウ球菌検出1件(衛生規範)

表5 乳の収去検査状況

	乳及び乳製品の成分規格の定めのある事項に関する検査									放射性物質検査
	試験した 収去検体数	不適検体数	不適理由						試験した 収去検体数 (再掲)	
			無脂乳 固形分	乳脂肪	比重	酸度	細菌数	大腸 菌群		
生乳	339	0								
牛乳	27	0								12(全て基準値未満)
低脂肪牛乳	0	0								
加工乳	乳脂肪分3%以上	0	0							
	乳脂肪分3%未満	0	0							
その他の乳	0	0								
計	366 ^{※4}	0								12

②農畜水産物残留有害物質調査(表4 収去検査実施状況の再掲)

表6

ア 動物用医薬品検査結果(19検体)

	検体名	検体数	項目数	不適検体数
宇都宮市内産	鶏卵	4	27	0
	鮎	5	27	0
	はちみつ	4	6	0
輸入	輸入牛肉(米国産, オーストラリア産)	2	28	0
	輸入豚肉(カナダ産, スペイン産)	3	28	0
	輸入鶏肉(ブラジル産)	1	29	0

イ 残留農薬検査結果(39検体)

検体名	検体数 (不適検体数)	項目数	備考 [検出値(基準) 単位ppm]			
アスパラガス	6(0)	300				
日本なし	6(0)	308	クレソキシムメチル0.031(5以下)			
			クレソキシムメチル0.031(5以下)			
			クレソキシムメチル0.060(5以下) クロチアニジン0.010(1以下)			
			クレソキシムメチル0.059(5以下)			
			クレソキシムメチル0.084(5以下) シプロジニル0.0063(5以下) フェンピロキシメート0.018(1以下)			
			クレソキシムメチル0.052(5以下) クロチアニジン0.0079(1以下)			
			アセタミプリド0.21(5以下) クレソキシムメチル0.21(25以下) トルクロホスメチル1.1(2以下)			
			クレソキシムメチル1.5(25以下) リニューロン0.029(0.2以下) クロチアニジン0.0065(15以下) スピノサド0.24(5以下)			
にら	6(0)	292	クレソキシムメチル2.2(25以下) フルジオキソニル0.16(10以下) シペルメトリン0.63(6以下) ペンディメタリン0.0057(0.05以下) テブコナゾール0.018(10以下)			
			アセタミプリド0.24(5以下) フルジオキソニル0.13(10以下) クレソキシムメチル0.94(25以下) シペルメトリン0.077(6以下)			
			クレソキシムメチル0.010(25以下) シペルメトリン0.0077(6以下) ペンディメタリン0.010(0.05以下)			
			クロチアニジン0.0056(15以下)			
			いちご	5(0)	310	
			トマト	6(0)	304	アセタミプリド0.039(2以下) ボスカリド0.069(5以下) プロフェジン0.015(1以下) フルジオキソニル0.0083(5以下)
						アゾキシストロピン0.0076(3以下) ボスカリド0.11(5以下)
						ボスカリド0.012(5以下)
輸入	グレープフルーツ (イスラエル産)	1(0)	312	イマザリル1.5(5以下) チアベンダゾール0.65(10以下) イミダクロプリド0.046(0.7以下) プリメタニル0.97(10以下) クロルピリホス0.20(1以下)		
	レモン (米国産)	1(0)	312	アゾキシストロピン0.69(10以下) ピリプロキシフェン0.015(0.5以下) イマザリル3.6(5以下) フルジオキソニル1.5(10以下) チアベンダゾール1.8(10以下)		
	オレンジ(米国産)	1(0)	312	イマザリル1.0(5以下) チアベンダゾール0.84(10以下)		
	にんにく(中国産)	1(0)	298			

ウ 魚介類中の総水銀及び有機スズ化合物の検査結果(18検体)

(単位:ppm)

検体名	総水銀 検出値	ジブチルス ズ(DBT)	トリブチルス ズ(TBTO)	トリフェニルス ズ(TPT)	漁獲海域
ブリ	0.17	N.D.	N.D.	N.D.	三重県(尾鷲港)
本マス	0.067	N.D.	N.D.	N.D.	青森県(下北半島)
カマス	0.25	N.D.	N.D.	N.D.	長崎県(長崎港)
サバ	0.16	N.D.	N.D.	N.D.	三重県(浦村港)
ホーボー	0.075	N.D.	N.D.	N.D.	愛知県(伊良湖)
マコガレイ	0.027	N.D.	N.D.	N.D.	福島県(相馬)
黒ソイ	0.16	N.D.	N.D.	N.D.	新潟県(佐渡)
あじ	0.050	N.D.	N.D.	N.D.	静岡県(御前崎港)
にしん	0.030	N.D.	N.D.	N.D.	北海道(根室湾)
小肌	0.010	N.D.	N.D.	N.D.	佐賀県(竹橋港)
目光	0.047	N.D.	N.D.	N.D.	愛知県(豊浜港)
黒メバル	0.12	N.D.	N.D.	N.D.	宮城県(石巻港)
鯛	0.082	N.D.	N.D.	N.D.	大分県(豊後水道)
黒ムツ	0.20	N.D.	N.D.	N.D.	長崎県(長崎港)
あじ	0.039	N.D.	N.D.	N.D.	高知県(高知港)
サバ	0.26	N.D.	N.D.	N.D.	静岡県(御前崎港)
スズキ	0.15	N.D.	N.D.	N.D.	千葉県(富津港)
マコガレイ	0.053	N.D.	N.D.	N.D.	青森県(下北半島)

※魚介類の水銀の暫定的規制値は総水銀の0.4ppmを越えた場合にメチル水銀を測定する。

※N.D.: 検出せず

③遺伝子組換え食品の検査 (表4 収去検査実施状況の再掲)

表7

食品の種類	検体数	不適検体数	原産国
とうもろこし(コーンフラワー)	3	0	アメリカ

④アレルギー物質の検査 (表4 収去検査実施状況の再掲)

表8

ア 特定原材料(そば)

食品の種類	検体数	不適検体数
めん(生めん, ゆでめん, ギョウザの皮)	20	0

イ 特定原材料(卵)

食品の種類	検体数	不適検体数
米菓	5	0
そうざい	5	0
そうざいの素	1	0
カレー	1	0
まぜごはんのもと	1	0
フェドポアソン	1	0
ポテトチップス	2	0
スナック菓子	3	0
スープ	2	0

⑤ノロウイルスの検査（表4 収去検査実施状況の再掲）

表9

食品の種類	検体数	不適検体数
生食用かき	12	0

※原産国が記入されていない食品は、全て国産

⑥放射性物質検査(表4 収去検査実施状況の再掲)

表10

食品の種類	検体数	不適検体数
牛乳	12	0
野菜	47	0
海産魚	24	0

※基準値

基準値：放射性セシウム：牛乳 50Bq/kg, 一般食品 100Bq/kg